

2012年11月5日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関としての認定取得

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條正仁）は、本日、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関として認定されましたのでお知らせ致します。

1. 中小企業経営力強化支援法の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、国が、経営革新等に取り組む中小企業の支援事業を行う専門家を経営革新等支援機関として認定し、その活動を後押しするものです。

2. 当社がご提供する経営革新等支援業務の内容

中小企業基盤整備機構に登録されている様々な分野の専門家の派遣制度の利用や、信用保証にかかる保証料減額の仕組みを活用した融資のご提供、信用保証協会保証付海外投資向け融資の限度額拡大が可能となる他、以下支援業務を行なっております。

(1) 分析業務

○財務・経営状況分析

(2) 事業計画策定サポート業務

○財務・経営状況分析結果に基づくアドバイスおよび事業計画策定支援

○専門家派遣等を通じた事業計画策定支援

(3) 事業計画実行サポート業務

○融資、ファンドを活用した金融および創業、事業承継、M&A支援

○専門家派遣等を通じた事業計画実行支援

○ビジネスマッチング・商談会主催による販路拡大支援

○海外進出支援窓口を通じた海外展開支援

当社は、これまでも中小企業のみなさまの多様化・複雑化する経営課題解決に向け、専門家派遣やグループのソリューション機能等も活用し、ご支援してまいりました。今般、経営革新等支援機関として認定を受けたことにより、一層の支援機能の強化を図り、引き続き、お客さまへ最適な経営課題解決策をご提案してまいります。

以上